

令和2年5月15日招集

第3回若桜町議会臨時会会議録

(令和2年5月15日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第44号 専決第1号	専決処分の承認について 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第8号）	原案承認
2	議案第45号 専決第2号	専決処分の承認について 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）	原案承認
3	議案第46号 専決第3号	専決処分の承認について 若桜町税条例等の一部改正について	原案承認
4	議案第47号 専決第4号	専決処分の承認について 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案承認
5	議案第48号 専決第5号	専決処分の承認について 若桜町介護保険条例の一部改正について	原案承認
6	議案第49号	令和2年度若桜町一般会計補正予算（第1号）	原案可決
7	議案第50号	令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）	原案可決
8	議案第51号	若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正に ついて	原案可決
9	議案第52号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
10	議案第53号	財産の取得について	原案可決

令和2年第3回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和2年5月15日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前11時15分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	にぎわい創出課長	川戸 康之
	税務課長	前田 弥生	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	保健センター所長	山根 葉子

会議の顛末

本会議（5月15日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和2年第3回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において前住孝行議員、中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第44号 専決処分の承認について、専決第1号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第8号）、議案第45号 専決処分の承認について、専決第2号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

まずは、昨日の緊急事態宣言の解除を受けまして、9時より、県コロナウイルス感染対策本部会議が、テレビ会議を利用して開催されました。

その関係で、大変お忙しい中ではございますが、開会時間にご配慮いただきまして、本当にありがとうございました。

本年は雪不足から始まり、3月からは、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、国民生活は一変し、外出さえままならないような日々を過ごすことになりました。

教育現場においても、未だ入学ができていない学校もあり、9月入学の議論が出るなど、社会全体の生活様式を大きく変えていく必要に迫られているところでございます。

本日より、本県は緊急事態宣言が解除されたものの、安全の担保はありませんので、引き続き、3蜜の回避など感染拡大防止の取り組みを行うとともに、新しい生活様式や、感染拡大予防ガイドラインの実践を通じた取り組みが必要と考えているところでございます。

さて、本日ここに、令和2年第3回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和2年度一般会計補正予算及び諸議案のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げます。

3月29日にタレントの志村けんさんが、新型コロナウイルス感染症で亡くなり、国民に衝撃と恐怖を与えました。

その後、4月7日には、5月6日までの間、東京都・大阪府など7都府県を対象に、緊急事態宣言が発令されました。さらに、4月16日には、対象地域が全国に拡大され、また5月4日には、期間が5月31日まで延長される事態になったところでございます。

マスクの着用や咳エチケット・手洗いの徹底、密集・密閉・密接の「3つの密」の回避など、感染防止の対策が必要不可欠となり、会社の入社式などでは、体温の測定やソーシャルディスタンスの確保が見られました。

また、各地の学校は、休校を余儀なくされ、学校の授業は、オンライン授業や1クラスを2つに分けるなど、密集を避ける対策が取ら

れ、部活動では、地方大会や全国大会が中止になり、子どもたちの学校生活にも大きく影響を与えております。

さらに、県を跨いだ往来の自粛が叫ばれ、ゴールデンウィークは人の往来がなく、観光地や、JRや高速バスなどの公共交通機関は大きな打撃を受けております。

若桜町においても、キャンプ場など、県外からの来客が多い施設については、お客様にご予約のキャンセルをお願いさせていただき、また、5月31日に予定しておりました氷ノ山の山開きについても中止とさせていただいたところでございます。

この4月にオープンいたしました「駅ナカカフェ」や「にぎわいプラザ」もたいへん好評にもかかわらず、4月中旬から休業するなど、その他の多くの商業店舗などにも多大な影響を及ぼしております。

その様な中、国は特別定額給付金として、一人当たり10万円の給付を行うなどの経済対策を打ち出し、何とか乗り切ろうとしているところですが、学生なども含め、窮地に立たされている人があまりにも多く、さらに第二次補正予算の検討が急務となったところでございます。

本来であれば、令和になって1年が過ぎ、お祝いムードの中、皆さんがそれぞれの生活や催しなどを楽しむようなことが普通であったと考えますが、実際は自粛ムード一色で、今までに経験のない生活を送ることになってしまいました。

1日も早く以前の生活を取り戻すことができることを切に望むとともに、町民の皆様が生き生きとして社会活動、経済活動にいそしむ日々が訪れることを期待し、そのための対策を最優先でやっていきたいと考えているところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第44号、議案第45号の専決処分

承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

議案第44号 専決第1号の令和元年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に138万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億6,259万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

地方交付税では、特別交付税の額の確定により、639万7千円増額いたしました。

国庫支出金では、公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定にともない、843万3千円減額いたしました。

県支出金では、鳥取県防災・危機管理対策交付金の額の確定にともない、342万2千円増額しております。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。

衛生費では、肝臓がん対策事業の実績にともない、総額38万1千円を増額いたしました。

教育費では、学園管理費におきまして、委託料と工事請負費との間で予算組替を行っております。

消防費では、災害対策費におきまして、一般財源から県支出金へ財源更正を行っております。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を100万5千円増額いたしました。

続きまして、議案第45号 専決第2号の令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に529万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,075万8千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いた

します。

県支出金では、事業費の実績見込みにともない、484万2千円を増額いたしました。諸収入では、後期高齢者の健康診査に係る事業費の増額にともない、特定健康診査等委託料を45万5千円増額いたしました。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。

保険給付費では、一般被保険者に係る保険給付費の実績にともない、療養給付費・高額療養費、合わせて484万2千円を増額いたしました。

保険事業費では、特定健康診査等事業費におきまして、後期高齢者健診受診者の増加に伴い、45万5千円増額しております。

以上、ご報告を申し上げます。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第44号 専決処分の承認について、専決第1号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第8号）について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第44号 専決処分の承認について、専決第1号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

これより討論に入ります。

議案第45号 専決処分の承認について、専決第2号 令和元年若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第45号 専決処分の承認について、専決第2号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第4

議案第46号 専決処分の承認について、専決第3号 若桜町税条例等の一部改正について、議案第47号 専決処分の承認について、専決第4号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第48号 専決処分の承認について、専決第5号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第46号、議案第47号、議案第48号の専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件につい

て、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第46号 専決第3号の若桜町税条例等の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町民税、固定資産税、たばこ税に関する規程及び延滞金・還付加算金の割合の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第47号 専決第4号の若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、課税限度額の見直しや、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の変更など、本条例の一部を改正したものでございます。

次に、議案第48号 専決第5号の若桜町介護保険条例の一部改正について、でございますが、これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにともない、低所得者に係る保険料の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正したものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第46号 専決処分承認について、専決第3号 若桜町税条例等の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第46号 専決処分承認について、専決第3号 若桜町税条例等の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

これより討論に入ります。

議案第47号 専決処分承認について、専決第4号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第47号 専決処分承認について、専決第4号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

これより討論に入ります。

議案第48号 専決処分承認について、専決第5号 若桜町介護保険条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第48号 専決処分承認について、専決第5号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

日程第5

議案第49号 令和2年度若桜町一般会計補正予算(第1号)、議案第50号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長(矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第49号 令和2年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億3,177万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億5,677万5千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、特別定額給付金補助金として3億1,300万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4,902万3千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額3億7,457万5千円を追加いたしました。

県支出金では、若桜町地域経済変動対策資金利子補給金事業補助金として10万円を追加いたしました。

繰入金では、財源不足を補うため、財政調整基金からの繰入金、5,710万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

総務費では、財産管理費に、感染予防のためのアクリルパーテーション設置に係る費用

として59万6千円を追加しております。

民生費では、社会福祉総務費に特別定額給付金支給事業として3億2,184万8千円、児童措置費に、子育て世帯臨時特別給付金の支給に関する経費として370万8千円をそれぞれ追加し、総額3億2,555万6千円を追加いたしました。

商工費では、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業費として、商工振興事業に8,552万7千円、キャンプ場等管理事業に200万円、総額8,752万7千円を追加いたしました。

消防費では、指定避難所における感染防止対策に係る経費として、災害対策事業に732万6千円を追加いたしました。

教育費では、ギガスクール構想の前倒しにより、若桜学園の児童・生徒に一人1台のタブレット端末を整備するため、若桜学園教育振興費に69万9千円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額77万円を追加いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない現状を踏まえ、今後、更なる緊急対策が必要となった場合に、迅速に対応するため、予備費に1千万円を追加しております。

次に、議案第50号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、本町の国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどしたことにより、就労できず、給与等が支払われなかった者に対し、傷病手当金を支給するため、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ109万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,124万9千円とするものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論は区分して行います。

議案第49号 令和2年度若桜町一般会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。
討論を終結します。

議案第49号 令和2年度若桜町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第50号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。
討論を終結します。

議案第50号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第51号 若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第52号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長(矢部康樹)

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第51号 若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症を原因とした傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本町において行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第52号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、でございますが、これは、令和2年3月10日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村に対し、支給額全額について、国が特例的な財政支援を行う、との記載が盛り込まれたことに伴い、本町の国民健康保険の被保険者に対し、当該傷病手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第51号 若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第51号 若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第52号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第52号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第53号 財産の取得について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第53号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、記、1. 財産の内容 冷凍コンテナユニット

2. 契約の方法 指名競争入札。

3. 契約の相手方 鳥取市南吉方三丁目505番地1 株式会社 オーエーファースト
代表取締役 橋本 孝広

4. 契約金額 金8,030,000円

5. 取得の目的 獣肉解体処理施設

「わかさ29工房」への搬入頭数が増加傾向にあるため、販売用獣肉をストックするための冷凍コンテナユニットを購入し、ジビエ振興を図る。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第53号 財産の取得について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり

可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回若桜町議会臨時会を閉会します。

午前11時41分 閉会